

日 銀 業 第 8 1 7 号

2 0 1 8 年 1 0 月 1 5 日

補完当座預金制度対象先 御中

日 本 銀 行

「補完当座預金制度に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、標記規程を別紙のとおり一部改正し、2018年10月16日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「補完当座預金制度に関する細則」中一部改正

○ 4. (3) を横線のとおり改める。

(3) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から、法定準備預金額および(2)の金額を減じた金額(零を下回る場合を除きます。)のうち、次のイ. からハ. までの合計金額^(注)に満つるまでの金額については、基本要領4.(3)に定める利率とします。

(注) 別に定めるところにより、日本銀行にマネー・リザーブ・ファンドの受託残高を報告した対象先(以下「MRF 特則適用先」といいます。)については、マネー・リザーブ・ファンドごとの基準期間における受託残高に相当する金額または付利対象積み期間における受託残高に相当する金額のいずれか小さい方の金額の合計金額を加えます。

イ. 基準平均残高^(注1)に別に定める一定比率(以下「基準比率」といいます。)^(注2)を乗じた金額

(注1) 平成28年1月16日以降に対象先に該当することとなった基準平均残高を保有しない先(以下「新規先」といいます。)については、当該先が補完当座預金制度の対象となった日(平成28年1月16日から平成30年10月15日までの間に新規先となった先については、平成30年10月16日を補完当座預金制度の対象先となった日とみなします。)を含む積み期間から11か月後の日を含む積み期間までの期間(以下「みなし基準期間」といいます。)における対象預金の平均残高(以下「みなし基準平均残高」といいます。)を当該残高とみなします。

(注2) 基準比率は、当初は0とし、その後は原則として3積み期間ごとに、短期金融市場における取引の動向を踏まえつつ、概ね、対象先全体の対象預金の残高の増減に応じて対象先全体の4.(3)に定める金額が増減するよう、適宜見直します。基準比率の変更は、日本銀行のホームページ(<http://www.boj.or.jp>)において公表します。

以下略(不変)

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 利息の計算方法^(注)

(注) 略(不変)

(1) 略(不変)

(2) みなし基準期間経過後、新規先の付利対象積み期間における対象預金の残高が、みなし基準平均残高から大きく減少したと日本銀行が認める場合には、みなし基準平均残高から日本銀行が定める金額(対象預金減少額等)^(注)を控除した金額を4.(3)イ.に定める基準平均残高とみなします。

(注) 対象預金減少額等を定めた対象先には、当該金額を日本銀行から個別に通知します。

~~(2-3)~~ 付利対象積み期間ごとの利息については、次の計算式により算出します^(注)。

(注) 略(不変)

$$\text{利息}^{(注1)} = A + B + C + D$$

$$A^{(注2)} = \frac{4.(1)\text{に定める金額(積数)}^{(注3)}}{365} \times \frac{4.(1)\text{に定める利率}(\%)}{100}$$

$$B^{(注2)} = \frac{4.(2)\text{に定める金額(積数)}^{(注4)}}{365} \times \frac{4.(2)\text{に定める利率}(\%)}{100}$$

$$C^{(注2)} = \frac{4.(3)\text{に定める金額(積数)}^{(注5)}}{365} \times \frac{4.(3)\text{に定める利率}(\%)}{100}$$

$$D^{(注2)} = \frac{4.(4)\text{に定める金額(積数)}^{(注6)}}{365} \times \frac{4.(4)\text{に定める利率}(\%)}{100}$$

(注1) }
∫ } 略(不変)
(注4) }

(注5) ①から、積数 a および積数 b を減じた金額（零を下回る場合を除きます。）のうち、②に基準比率を乗じた金額（円位未満切捨とします。）、「付利対象積み期間における4.(3)ロ. に定める借入れの毎日（銀行休業日の場合には、その前営業日）の終業時の残高の合計金額（③）」、「③のうち、平成28年3月末における4.(3)ハ. に定める借入れの合計残高に付利対象積み期間の日数を乗じた積数を上回る金額」および「マネー・リザーブ・ファンドごとの基準期間における受託残高に相当する金額または付利対象積み期間における受託残高に相当する金額のいずれか小さい方の金額の付利対象積み期間における積数の合計金額」（MRF 特則適用先に限ります。）の合計金額に満つるまでの金額（積数 c）をいいます。ただし、新規先については、②の金額に代えて、「みなし基準期間（ただし、みなし基準期間における付利対象積み期間ごとの利息の計算においては、当該先が補完当座預金制度の対象となった日を含む積み期間から付利対象積み期間までの期間とします。）における毎日（銀行休業日の場合には、その前営業日）の終業時の対象預金の残高の合計金額に付利対象積み期間の日数／同期間の日数を乗じた積数」（円位未満切捨とします。）を使用します。

(注6) 略(不変)

(4) 新規先については、みなし基準期間経過後に、(3)に基づき算出したみなし基準期間における積み期間ごとの利息の合計金額と、みなし基準平均残高に基づき算出したみなし基準期間における積み期間ごとの利息の合計金額との差額について、精算を行います。

○ 6.(2)の次に次の(3)を加える。

(3) 日本銀行は、新規先について、5.(4)に定める差額がある場合には、みなし基準期間の最終日が属する積み期間の翌々積み期間にかかる決済日に、当該差額について、当該先の本店等の当座勘定等への入金または当座勘定等からの引落を行います^(注)。

(注) みなし基準期間が経過した新規先には、当座勘定等への入金または当座勘定等からの引落を行う金額等について、みなし基準期間の最終日が属する積み期間の翌々積み期間にかかる決済日の5営業日前の日までに日本銀行から個別に通知します。